死亡したときの主な手続き(区役所関連)

札幌市東区役所 LL(代)741-2400

窓

П

(各課直通のダイヤ

届出後に戸籍の謄抄本等をとることができるのは、 1、札幌市東区分 → 月 日からです。

2、他の市区町村分 →おおむね10日から2週間程度かかると思われますが、 関係本籍地の市区町村戸籍担当課にご確認ください。

※以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は、忘れずに手続きをしてください。 手続きについてのおたずねは、それぞれの窓口でお願いいたします。

手続きのしかた・手続きが必要な方

◎国民年金・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の手続き

持参するもの

ノエ | 必要な手続き |

ック	必安な予帆で	14多もののの	子祝さりしかに、子祝さか必安な力	ルイン番号)
	国民年金の手続き (加入されていた 方)	○国民年金手帳	死亡一時金請求、遺族基礎年金裁定請求、寡 婦年金裁定請求が必要な方がいます。 詳しくは窓口へお問い合わせください。	1 階⑥番 保険年金課 (741-2543)
	国民年金の手続き (受給されていた 方)	○国民年金証書	区役所で手続きが済む方と、年金事務所で手 続きが必要な方がいますので、詳しくは窓口 へお問い合わせください。	
	国民健康保険・後期 高齢者医療保険の葬 祭費申請手続き	○国保又は後期の被保険者証(資格確認書又は 資格情報のお知らせ)○会葬はがき又は領収書 (喪主又は施主の氏名 が確認できるもの)○喪主又は施主の 預金通帳	国民健康保険又は後期高齢者医療保険の加入 者が死亡された場合に、葬祭を行った方(喪 主又は施主)に支給されます。	1階⑦番 保険年金課 (741-2529)
	国民健康保険・後期 高齢者医療保険の喪 失手続き	○国保又は後期の被保険者証(資格確認書又は資格情報のお知らせ)○代表相続人の印鑑・預金通帳○「死亡診断書」の写し	・国民健康保険の加入者又は世帯主・後期高齢者医療保険の加入者	1階⑧番 保険年金課
	介護保険の資格喪失 手続き	○被保険者証又は資格者 証 ○代表相続人の印鑑・預 金通帳	・65歳以上の方(第1号被保険者) ・介護保険証を持っている40~64歳の方 (第2号被保険者)	(741-2532)
		○負担割合証○負担限度額認定証○代表相続人の印鑑・預金通帳	負担割合証、負担限度額認定証の交付を受けている方(要介護認定を受けている方)	2階②番 保健福祉課 (741-2462)
の高齢	。 命者・障がい者福祉 ⁷	などに関する手続き		
	敬老優待乗車証の返 還	○敬老優待乗車証	70歳以上で敬老優待乗車証の交付を受けて いた方	2階⑤番 保健福祉課 (741-2462)
	外国人高齢者・障害 者福祉手当の喪失手 続き		手当の支給を受けていた方 ※ご家族の方に提出していただく書類があります。 詳しくは窓口へお問い合わせください。	2 階②番
	身体障害者手帳の返 還	○身体障害者手帳	手帳の交付を受けていた方	保健福祉課 (741-2466)
	療育手帳の返還	○療育手帳	手帳の交付を受けていた方	
	精神障害者保健福祉 手帳の返還	○精神障害者保健福祉 手帳	手帳の交付を受けていた方	
	特定疾患等医療受給 者証の返還	○特定疾患等医療受給 者証	受給者証の交付を受けていた方	東保健センター2階 健康・子ども課 ((代)711-3211)

*裏面もあります。

チェック	必要な手続き	持参するもの	手続きのしかた・手続きが必要な方	窓口
	戦傷病者手帳の返還	○戦傷病者手帳	手帳の交付を受けていた方	2階②番
	中国残留邦人等の手 続き		諸手続きについては窓口へお問い合わせくだ さい。	保健福祉課 (741-2459)
	心身障害者扶養共済 年金・弔慰金の請求 手続き	持参するもの、手続き方法が異なりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。		2 階②番 保健福祉課
	重度心身障害者医療 費助成の喪失手続き	○受給者証	受給者証を返還してください。	(741-2461)
	交通費助成カード・ 福祉乗車証・福祉タ クシー利用券・福祉 自動車燃料助成券の 返還	○交通費助成カード○福祉乗車証○福祉タクシー利用券○福祉自動車燃料助成券	左記の乗車証等の交付を受けていた方	2階②番 保健福祉課 (741-2462)
	特別障害者・障害児 福祉・経過的福祉手 当の手続き	○印鑑など	手当の支給を受けていた方 ※死亡届のみで手続きが済む方と、未支給 手当の請求が必要な方がいます。 詳しくは窓口へお問い合わせください。	2階23番 保健福祉課 (741-2463)
	恩給受給者の手続き		手続きは総務省政策統括官(恩給担当)です	総務省政策統括官 恩給担当 (03-5273-1400)

◎児童手当・乳幼児医療助成などに関する手続き

児童手当・児童扶養 手当・特別児童扶養 手当の手続き		児童を扶養していた父母等がお亡くなりに なった場合、受給者の変更手続きや新規に申 請が必要な場合があります。 詳しくは窓口へお問い合わせください。	
災害遺児手当の手続き		児童を扶養していた父母等が交通災害、労働 災害等特定の事由で亡くなった場合、その後 児童を扶養している方に手当を支給します。 詳しくは窓口へお問い合わせください。	2階②番 保健福祉課 (741-2461)
子ども医療費助成・ ひとり親家庭等医療 費助成の手続き	○受給者証	受給者証を返還してください。 児童を扶養していた父母等がお亡くなりに なった場合、新規に申請が必要な場合があり ます。 詳しくは窓口へお問い合わせください。	
母子寡婦福祉資金の 貸付停止手続き		資金の貸し付けを受けていた方は、窓口へお 問い合わせください。	東保健センター2階 健康・子ども課 ((代)711-3211)

◎その他の手続き

	印鑑登録証の返還	○印鑑登録証(カード)	戸籍の死亡届により印鑑登録は自動的に廃止 されます。登録証は窓口に返還されるか速や かに処分してください。	1 階⑤番 戸籍住民課 (741-2449)
	市民税に関する手続 き	持参するもの、手続き方法 が異なりますので詳しくは 窓口へお問い合わせくださ	市民税を課税されていた方	北部市税事務所 (207-3914)
	固定資産税に関する		区内に土地・家屋等を所有されていた方	北部市税事務所 (207-3917)
	軽自動車税に関する 手続き		市内に軽自動車・バイク等を所有されていた 方	中央市税事務所 (211-3076)
j	市営墓地使用者の相 続による権利移転手 続き	○旧使用者の戸(除)籍 謄(抄)本	市営墓地の使用権者が死亡した場合、相続手続きが必要です。相続人によって必要な書類が異なる場合があります。その他、市営墓地への納骨手続きなど、保健福祉局施設管理課までお問い合わせください。	保健福祉局 施設管理課 (中央区北2条西1 丁目ORE(オーアー ルイー)札幌ビル7 階) 211-3525
	不動産相続登記の手続き		令和6年4月1日から不動産相続登記手続きが義 務化されました。詳しくは法務局へお尋ねく ださい。	札幌法務局 不動産登記部門 ((代)709-2311)